

# 改正派遣法に基づくマージン率の公開について

令和2年6月30日  
アソシエ・ネット・WORK株式会社  
八王子営業所

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。

(法第23条第5項)

令和元年度における情報提供を下記の通り公開いたします。

このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

・派遣料金の平均額	18,016 円
・派遣労働者の賃金の平均額	10,542 円
・マージン率	41.4%

以上